

件名	「令和5年3月1日から現在(令和5年9月24日)まで、甲府署刑事1課、2課、交通課、地域課、生活安全課、山梨県警察本部けいむ課、そうさ1課など、山梨県警察本部に残る私のTEL、相談、面談など、又甲府署や違う署にといあわせ、甲府検察庁、長野県警察本部など他の団体やそしきなどといあわせ、しょうかい、110番した記録など、メモ、電磁的記録もふくむ、又甲府署の●いた課に相談、TELなどした中、甲府検察庁で口頭告訴受けられず、検事長が命令した記録や私も110番した記録などふくむ県警察本部や●●また●●●、違う署(例 松本署)や検察庁、会社、労働局など違う団体、そしきといあわせた、相談した、しょうかいした記録もふくむ、山梨県警察本部と甲府署にこれら期間に残る私に関する全ての記録を開示請求します。」の一部開示決定の件		
開示請求年月日	令和5年9月24日 (同月26日受理)	実施機関の決定年月日	令和5年10月25日
実施機関(担当課)	山梨県警察本部	決定内容	一部開示決定
特定した保有個人情報	1 警察安全相談記録簿(請求内容に係るもの) 2 一般通報事案処理簿(請求内容に係るもの) 3 告訴等相談・申出簿(請求内容に係るもの) 4 告訴等相談・申出経過簿(請求内容に係るもの) 5 告訴・告発(A)カード(請求内容に係るもの) 6 告訴・告発(B)カード(請求内容に係るもの) 7 警察本部長事件指揮簿(請求内容に係るもの) 8 事件管理票(請求内容に係るもの) 9 電話収発用紙(請求内容に係るもの)		
不開示部分(争いになった部分のみ)	不開示理由		
① 警察職員の氏名及び印影(慣行として公にされている者及び印影及び審査請求人が知り得る職員の氏名のうち姓の部分を除く。)	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号(開示請求者以外の個人に関する情報)該当		
② 犯罪捜査等に係る情報	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第5号(公共の安全等に関する情報)該当		
③ 他の機関から聴取した情報	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号(事務又は事業に関する情報)該当		
審査請求年月日	令和5年11月14日 (同月17日受理)	諮問年月日	令和6年2月21日
答申年月日	令和6年7月5日	摘要	
争点	実施機関が不開示とした警察職員の氏名及び印影については、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第78条第1項第2号所定の不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するか。 同じく不開示とした犯罪捜査等に関する情報については、法第78条第1項第5号(公共の安全等に関する情報)に該当するか。 同じく不開示とした他の機関から聴取した情報については、法第78条第1項第7号(事務又は事業に関する情報)に該当するか。 また、実施機関が特定した文書に不足がないか。		

## 1 審議会の結論

山梨県警察本部が令和5年10月25日付け梨務企第1261号で審査請求人に対して行った保有個人情報一部開示決定処分については妥当である。

## 2 審議会の判断の理由

### (1) 警察職員の氏名及び印影

審議会が警察安全相談記録簿（請求内容に係るもの）、一般通報事案処理簿（請求内容に係るもの）、告訴等相談・申出簿（請求内容に係るもの）、告訴等相談・申出経過簿（請求内容に係るもの）、告訴・告発（Aカード）（請求内容に係るもの）、告訴・告発（Bカード）（請求内容に係るもの）、警察本部長事件指揮簿（請求内容に係るもの）、事件管理票（請求内容に係るもの）及び電話収発用紙（請求内容に係るもの）を確認したところ、当該文書の不開示部分には、警察職員の印影、氏名の全て又は氏名のうち姓を除いた部分が記載されていた。

当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、個人情報保護法第78条第1項第2号に該当する。

なお、同号ただし書イ、ロ、ハにおいては、審査請求人以外の個人に関する情報であっても不開示とならない旨が規定されており、以下その点について検討する。

まず、同号ただし書イにおいては、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、不開示情報とならない旨が規定されている。これには、審査請求人が既に知り得ている情報や今後知り得る情報のみならず、既に公にされている情報が含まれる。実施機関では、警部又は同相当職以上の職員については氏名を公にしているものの、当該不開示部分に記載された警察職員は、そのいずれにも該当しておらず、氏名が公にされていない。また、審査請求人が既に知り得ていると主張する警察職員について、実施機関は、その姓の部分を開示している。これらのことから、当該不開示情報は、同号ただし書イに該当するとは認められない。

次に、同号ただし書ロにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報とされているが、当該職員の氏名を開示することが、これに該当する特段の事情は認められない。

さらに、同号ただし書ハにおいては、当該個人が公務員である場合、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分是不開示情報とならない旨が規定されている。当該不開示部分は、警察職員の氏名又は氏名の一部であり、同号ただし書ハに該当しないことは明らかである。

したがって、当該不開示部分については、個人情報保護法第78条第1項第2号に該当し、不開示が妥当である。

### (2) 犯罪捜査等に関する情報

審議会が告訴等相談・申出簿（請求内容に係るもの）及び告訴・告発（Bカード）（請求内容に係るもの）を確認したところ、当該文書の不開示部分には、告訴・告発を受理・不受理とする理由や受理・不受理の方針等が記載されていた。

当該不開示情報は、実施機関において他の同種事件等における捜査等でも用いている情報であることから、これらの情報を開示することとなると、実施機関の捜査手法、判断基準、着眼点が特定されてしまい、これにより、犯罪を企図等する者が、実施機関による犯罪捜査等を回避する手法を用いて犯罪を実行することが可能となってしまうことから、これらの情報は、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、個人情報保護法第78条第1項第5号に該当し、不開示が妥当である。

### (3) 他の機関から聴取した内容

審議会が警察安全相談記録簿（請求内容に係るもの）を確認したところ、「措置の経過」欄において東京労働局から聴取した内容が不開示とされていた。

実施機関では、相談内容についての措置方針を検討するに当たり、他の機関等から聴取することがあるが、仮にこれらの情報を開示することとなると、聴取対象となる他の機関等から率直な回答を得ることが困難になるだけでなく、今後における連携等に影響が生じることから、これらの情報は、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、個人情報保護法第78条第1項第7号に該当し、不開示が妥当である。

(4) 特定した文書について

審議会が当審議会事務局職員をして本件開示請求の対象となる文書を特定する方法等を確認したところ、実施機関では、警察本部内の全所属及び県内全警察署に照会をした上で対象文書を特定している旨を確認した。

実施機関が行った文書特定の方法に不合理な点があるとはいえず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。